

**令和 4 年度**  
**第 2 回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録**

日時	令和 5 年 3 月 15 日（水） 18:30～20:00	
出席者	協議会委員	西内会長，廣井副会長，土居委員，中川委員，溝渕委員，堀委員，竹岡委員，公文委員
	基幹型地域包括支援センター	石塚所長，北村副所長，関田副所長，田部基幹包括担当係長 三橋ケアプラン統括担当係長，山崎
	障がい福祉課	黒岩地域生活支援室長，岡添主任
	健康増進課	喜多精神難病担当係長，上甲主任
欠席者	澤田委員，尾崎委員	
内容	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 高知市成年後見制度利用促進審議会と地域連携ネットワーク協議会の役割の整理について</li><li>2 中核機関の役割と活動について</li></ol> <p>【意見・質疑】</p> <hr/> <p>（事務局：田部）</p> <p>定刻となりましたので，これより令和 4 年度第 2 回高知市成年後見制度利用促進審議会を開催いたします。</p> <p>本日はご多用の中，審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は，本日の司会を務めます基幹型地域包括支援センター田部と申します。</p> <p>議事に入りますまでの進行を務めますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また，審議会終了後，引き続き地域連携ネットワーク協議会を開催いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会は，情報公開の対象となっておりますので，議事録を作成する関係上，ご発言の際には，まずお名前をおっしゃっていただきました後にご発言をお願いいたします。</p> <p>続きまして，委員の皆さまをご紹介します。</p> <p>委員名簿はお手元の資料 1 ページに掲載しております。</p> <p>名簿の一番上，高知弁護士会 澤田委員と名簿の一番下，四国銀行 尾崎委員につきましては，本日ご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>また，本日オブザーバーとして，高知家庭裁判所主任書記官の杉本様にご参加ください</p>	

ています。

続きまして、審議会で使用する資料を確認させていただきます。

令和4年度第2回高知市成年後見制度利用促進審議会次第、高知市成年後見サポートセンターのパンフレットの2つとなりますが、お手元に資料がお揃いでない方はいらっしゃいませんか。

それでは、ここからは西内会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。西内会長よろしくお願いいいたします。

(西内会長)

皆様、この年度末のお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、第2回成年後見制度利用促進審議会を開催したいと思います。

議題は次第のとおり進めて参りたいと思います。よろしくお願いいいたします。

まず、最初の議題ですけれども、高知市成年後見制度利用促進審議会と地域連携ネットワーク協議会の役割の整理について、事務局からお願いいいたします。

(事務局：山崎)

いつもお世話になっております。基幹型地域包括支援センターの山崎と申します。資料の3ページより説明させていただきます。当初、ヒアリングという形で皆様のところにお伺いさせていただいた際に、審議会と協議会の役割について、簡単に説明をさせていただいたとは思いますが、あらためて説明させていただければと思っております。では、高知市成年後見制度利用促進審議会の役割について説明します。高知市の権利擁護推進の内容及び事業に関する評価、高知市成年後見制度利用促進基本計画の見直し、権利擁護推進に関する課題の共有と市に求められる役割等を協議することを目的とした会議が今開催されている審議会です。この後に開催される、地域連携ネットワーク協議会の役割については、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職団体及び関係機関が必要な助言・支援を行うとともに、権利擁護推進に関する課題や取り組みについての協議、困難事案や市民後見人の受任調整を行うための協議を行うことを目的とした会議です。また、権利擁護支援チームとは、関係機関が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う仕組みであり、既存のサービス担当者会等への「後見人への参加を促すとともに、複雑な課題を抱える方の支援においては、中核機関が中心となり支援会議を開催することとしております。

権利擁護支援チームは、小さな単位で、現場において権利擁護についてチーム形成や自立支援を行い、中核機関が中心となって支援していくものとなります。下の図は、審議会と協議会を現した図になりますが、すでに基本計画の中に記載されているものになります。分かりにくい部分もあるかと思いますが、審議会が計画の見直しや、市

に対する評価、事業の評価といったところになります。協議会については、この後に中核機関からも説明させていただきますが、事例検討や市民後見人の受任調整といったところの会議としております。令和5年度も今年度同様に、この審議会と協議会を一体的に開催させていただこうと思っております。審議会では事業の報告や評価をいただき、協議会では事例検討等を行っていく予定としておりますので、簡単ではありますが、改めて本日も説明をさせていただきます。

(西内会長)

昨年度も確認してきた部分ではありますけれども、今事務局より説明がありましたように、審議会のメンバーで協議会も兼ねているということもありまして、それぞれ委員の皆様がやるべきことといたしますか、委員として何を考えていって何を発言していったらいいかといったところを、今一度整理をしてもらったということになります。この点についていかがでしょうか？

(土居委員)

一つは、審議会は条例からみると、市長の諮問に応じということが2条にあります。諮問があつての開催ということでもいいですか。その辺りがよくわからなかった。調査、審議をおこなうところの短所というか、そこはこの2条からみると、諮問があつて調査審議をするというように読めるのですが、そうではないですか。あと、この図の中に審議会はどこにありますか。

(事務局)

全体を覆っているのが審議会と捉えていただければと思います。分かり辛く申し訳ありません。

(土居委員)

そういうことですか。諮問があつて動き出すという別枠の利用促進だけの話ではなくて、全体を見つめ眺める審議会なののでしょうか。2条のところについて分かりにくかったので。

(事務局)

それにつきましては、関田副所長より説明させていただきます。

基幹型の関田です。市の条例として、書き方に一定の決まったものがありまして、このような形で書かせていただいておりますが、この会で何か調査するというものではなくて、計画等に関する内容についてご提案させていただき、それについてご意見、評価をいただく、そういったことが審議会で行うものとなっております、皆さんに

何か調査をいただくものではなく、ご参加いただきご意見をいただくといった形となっております。

(土居委員)

そうするとチームは一つではないですね。一人ずつに、取り巻くネットワーク・チームがあって、一つのチームについて協議会、例えば困難事案など、これどうでしょうかねといった審議をする、その協議が全部終わって、その全部をみるのも協議会なのか。この図の大枠が審議会とするならば、協議会一つで全部話できますよね。ちょっとイメージが湧かなくて。

(事務局)

チームの困難事案についての検討は協議会で行う、中核機関を委託して、中核機関が事務局としてやっているの、中核機関の動きや事業、評価については審議会で協議する内容になってくると思いますが、昨年度も委員の方からご意見いただいたところで、本来であれば、審議会と協議会のメンバーを分けて、評価がきちんとできる体制をとるのがベストだと思いますが、選出が難しい党の各団体からの意見もあり、今年度、来年度一体的にやっていく話になっています。会議体が一つでも成立しているのではないかとはいえます。

(土居委員)

人数が足りないので兼任することについては問題ないと思うのですが、そういう問題ではなく、組織の立里というか審議会という、総合的な利用促進について審議をする、そこが市長からの諮問があり行うとイメージしたほうが分かりやすいというの、チームがいくつかあって、それを中核機関がアンテナを張って全部を見回すという、その中で困っている具体的な事例について協議会を開き、問題解決をしていくというイメージでよいか。

(事務局)

はい。そのイメージを持っていただけると大変ありがたいです。

(土居委員)

審議会のイメージが今ひとつ湧きにくい。

(事務局)

利用促進基本計画の見直しも、令和6年度からは二期に向けた見直しが始まってくるといえます。その時には審議会を中心として、皆様には計画の見直しについてご意

見をいただくようになると思います。一旦このような形で審議会と協議会を整理していただくと助かります。

(土居委員)

ありがとうございます。

(西内会長)

他の皆様はいかがでしょう。少し頭の中が整理つきましたでしょうか。走り出しているところなので、どのように考えていくか、このメンバーで元々基本計画について審議し、これで走り出しているところでございます。今日も後の協議会で事例も出てくるとは思いますけれども、それについては事例に対してどうしていけばいいか、全体をみる会議が審議会、それは自分たちメンバー自身もみるということになるのかもしれませんけれども、今年度、来年度については両方を俯瞰的にみてもらった形で今走り出しております。令和6年度については事務局からもありましたように、国も二期の計画が出ておりますので、その辺との整合性も含めて、分けたほうがいいのか、分けなくてもいいのか、というところも審議会で審議していければと思います。よろしいでしょうか。適宜、わからないことがあれば質問していただければと思います。

(公文会長)

審議会には条例がありますが、協議会には設置規定とかあるのでしょうか。

(事務局)

協議会については、今のところありません。

(西内会長)

そちらについてもあった方が良くと思いますので、また検討をおねがいします。

他の委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは2つ目の議事に入りたいと思います。中核機関の役割と活動について事務局から説明をお願いします。

(中核機関)

お世話になります。成年後見サポートセンターの徳弘と申します。座って失礼いたします。私からは、中核機関の役割についてパンフレットを用いて説明させていただきます。パンフレットをご覧ください。中核機関の受託に伴い、これまで使用していたパンフレットを見直し、中核機関としての役割や成年後見制度を始めとする権利擁護支援について掲載をしております。まずパンフレットの1ページ目をご覧ください。

中核機関の役割について掲載しております。ご存じのとおり、中核機関には大きな4つの役割がございます。

まず広報・啓発につきましては、2ページにありますように、出前講座や成年後見セミナーを行いまして、権利擁護支援が必要な方が適切な制度につながるよう、そしてその相談窓口として中核機関である当センターの周知にも努めております。前回の審議会でご意見としていただきました、新聞掲載には至っておりませんが、相談者の方から成年後見の相談に行ったらサポートセンターを紹介されたという声をいただいております。周知が進んでいるのではないかと考えております。

そして、2つ目にありますように、つながった相談に対して、制度や申立ての説明、個別ケースに対してどのような制度が利用できるかというようなことの対応を行っております。

3つ目の、成年後見制度の利用促進に関しては、市民後見人の育成についてとなりますが、今年度は市民後見人材バンクに登録していただいている方に対して、フォローアップ研修を2回行っております。内容については、1回目は現役市民後見人の実践報告としまして、実際に後見人として活動してくださっている方に報告をしていただきました。2回目は意思決定支援研修となっております。どちらも、他市町村社協や行政からの参加もあり、市民後見人として活動されている方や、今後活動を希望している方に知っていただける機会となりました。市民後見人養成講座や、市民後見人材バンクにつきましては、この後の協議会で詳しくご説明させていただきます。

最後に、後見人支援についてですが、市民後見人をはじめ、後見人の方や、後見人について支援の方からの相談に対応しています。その他の大きな役割として、地域連携ネットワークの構築につきましては、各専門職団体との連携について打合せの会を行うとともに、行政・家庭裁判所・中核機関の意見交換会や、弁護士・行政・包括支援センターが参加して事例検討を行う支援会議などを行いまして、顔の見える関係づくりに努めて参りました。パンフレットでの説明は以上となりますが、3ページ以降は制度活用の情報等について掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

最後に、資料の4ページをご覧ください。この審議会の後に行います、協議会についてご説明をさせていただきます。高知市成年後見サポートセンターには、平成24年4月センター開設時より、既存の会議体として、センターの運営や法人後見の受任ケースについて、報告や協議を行う運営委員会というものがございます。この後の協議会でご説明させていただきますが、今まで運営委員会で行って参りました、市民後見人材バンク登録、市民後見人受任調整といったところについて、今後は協議会の委員の皆様にご協力をいただくこととなります。また、先程もありましたように、協議会では権利擁護支援チームの形成支援や困難事例の検討などを行っていただきますので、ご協力をお願いいたします。本日ご説明させていただいた内容の詳細につきましては

では、令和5年度の審議会で令和4年度事業報告としてご報告をさせていただきます。  
以上となります。

(西内会長)

高知市成年後見サポートセンターについて、中核機関の設置に伴って、従来のパンフレットを改編していただいて、中核機関の項目を入れ、これまで全国に先駆けてやってきたサポートセンターの事業内容を中核機関の業務に合わせて整理したという理解でよろしいでしょうか。

(中核機関)

はい。

(西内会長)

合わせて4ページ目のところに、成年後見サポートセンターの運営委員会としてやっている業務内容について、令和5年度から、困難ケースの検討、市民後見人の登録や受任調整を協議会でやっていくという説明があったと思います。具体的な事例検討はこの後の協議会でやるとして、審議会としてはこの方向性でよいかということについて意見をいただければと思います。委員の皆様から意見等があればお願いします。まだ頭の整理をしていかなければならない段階かなと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、事務局より提案のあった2件の議事について、審議会で承認されたということで、よろしく願いいたします。

それでは以上を持ちまして、高知市成年後見制度利用促進審議会を閉会したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

では事務局にお返しいたします。

(事務局)

皆様、ご審議ありがとうございました。

それでは、最後に基幹型地域包括支援センター所長 石塚より閉会のご挨拶させていただきます。

(石塚所長)

本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただき本当にありがとうございました今年から始まった中核機関ですので、今まで行ってきたサポートセンターとの関係等の様々な点や、後はやろうと思っていた予定がコロナで計画とおりに進まなかったことが多々あります。やはり令和5年度につきましては、また新たなリスタートという形で考えております。

先ほどの審議会・協議会のことですけれども、たくさん出た意見から課題も多く上がってきたと思いますので、例えば一定金額が明らかになれば利用が進むのではないかな等、そのようなご意見を審議会で上げていただくなど、そのような形で活用していただければ良いかと思います。私事になりますが、3月31日をもちまして定年退職となります。これまでのことにつきまして、本当に厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。また今後も新たな体制で審議会・協議会が引き継がれていくと思いますので、今後ともお力添えをいただければと思います。本当にありがとうございました。

(事務局)

そうしましたら、最後に事務連絡となりますが、来年度の審議会は、全4回の開催を予定しております。1回目は令和4年度の実績報告、令和5年度の事業計画について審議いただく予定としております。2回目以降は協議会を中心に、事例検討や市民後見人人材バンク登録審査、市民後見人受任案件について協議をいただく予定となっておりますので、そういった事例が出てきたときに適宜行うような形を予定としております。

第1回は6月～7月頃の開催を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、日にちが近づきましたら日程調整をさせていただきますので、ご多忙とは思いますがよろしくお願いいたします。本日は長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。これにて、すべての審議を終了とし、閉会とさせていただきます。

【終了】